

移シタリトテ犯人自身カ移シタルニアラサルヲ以テ盜罪ニアラス驅取ナリ

(丙) 故意アルヲ要ス

犯人カ盜取セントスル目的物件ナルコトヲ要スルカ故ニ其他ノ所有物タルコトヲ知リテ之ヲ盜取セサルヘカラス若シ夫レ他人ノ所有物ナルモ自己ニ屬セリト信シテ持來リ後之ヲ返セハ罪トナルヘキ事實ヲ知ラサルカ故ニ無罪ナリ之レ特ニ盜罪ニハ他人ノ所有物タルヲ知ルト云フ故意ヲ要スル所以ナリ

第一 接觸主義 ニ於テハ犯人物品ニ其手ヲ觸レタルトキハ直チニ盜罪ノ既遂ヲ爲スヘキモノトセリ

第二 奪去主義 ニ於テハ犯人其物品ヲ持去リ其ノ犯所ヲ逃シタルトキニ於テ始メテ盜罪ノ既遂トナルヘキモノトセリ

第三 獲得主義 ニ於テハ前二主義ヲ折衷シ單ニ物品ニ接觸スルヲ以テ足レリトセス又犯人カ犯所ヲ逃シ去ルコトヲ要セス犯人其ノ物品ヲ獲得シテ自己ノ管轄内ニ歸シタルトキニ於テ即チ盜罪ノ既遂ヲ爲スモノトセリ我刑法モ亦此主義ヲ採用セリ

(註) 既遂及未遂ヲ區別スル標準

盜罪

(甲) 條

- (一) 他人ノ所有物タルコト
- (二) 竊取ノ所爲アルコト
- (三) 故意アルコト
- (イ) 他人ノ所有物ヲ竊取シタルモノハ二月以上四年

第一 盜

(一) 屋内竊盜

(乙) 分

- (以下ノ重禁錮ニ處セラル(二五六六))
- (ロ) 水地震災其他ノ變ニ乘シテ竊盜シタルモノハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處セラル(二五六七)
- (ハ) 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入りテ竊取シタルモノハ前ト同シ(二五六八)
- (ニ) 二人以上共ニ前ノ三行爲ヲ犯シタルモノハ尙ホ一等ヲ加重セラル(二五六九)
- (イ) ノ場合ハ別ニ説明ヲ要セス(ロ)ノ場合ニハ犯スニ容易ニシテ防クニ難シトノ理由ヨリ重ク(ハ)ハ其情狀重キニ依リ(ニ)ノ場合ニハ一層重キカ故ナリ
- (ホ) 兇器ヲ携帯シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り竊盜ヲ爲シタルモノハ輕懲役ナリ兇器トハ刀、劍、銃ハ勿論用方ニ依ル兇器出及庖刀ノ如キモノモ含ム人ノ住居シタルトアルカ故ニ住居セサル建造物ナレハ本罪タラス(二七〇)

(二) 屋外竊盜

家屋其他ノ建造物外ニ於テ犯シタル竊盜罪ニシテ未タ遂ケサルモノ又ハ已ニ遂ケタルモ其贓額五圓ニ滿タサルモノハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ナリ此ノ家屋内ナルヤ外ナルヤハ目

第二項
盜罪ノ種

(三)
田野盜

的物ノ家ノ内ニアルト外ニアルトニ依リテ區別スヘキモノナ
リ即チ目的物内ニアレハ屋内ナリ(二三年法律九九號參照)

(甲) 田野盜ナルヤ否ヤヲ區別スルハ竊取ノ行爲ノ行ハ
レタル場所ノ如何ニ依ルノミ成立條件ニ就テハ異
ナルコトナシ

(乙) 分

(イ) 田野ニ於テ穀類菜果其他ノ產物ヲ竊取シ又ハ山
林ニ於テ竹木鑛物其他ノ產物ヲ竊取シ若クハ川
澤地沼湖海ニ於テ人ノ生養スル產物ヲ竊取シタ
ルモノハ一月以上一年以下ノ重禁錮ナリ(三七
二)

(ロ) 牧場ニ於テ獸類ヲ竊取シタルモノハ二月以上二
年以下ノ重禁錮ナリ(三七四)

(甲) 性
資

(一) 定 義 強盜トハ人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取
シタル所爲ヲ云フ

(二) 成立條件 (イ) 財物ヲ強取シタルコト
(ロ) 強取ノ手段トシテ他人ニ暴行脅迫ヲ用キタルコ
ト

第二
盜

(乙) 強盜ノ種
別

(一) 單純強盜

(イ) 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル
モノハ輕懲役ニ處セラル(二七八)

(ロ) 竊盜犯人財物ヲ得テ其取還ヲ拒ム爲メニ臨時暴
行脅迫ヲ爲シタルモノハ前ト同シ(二八二)

(ハ) 藥酒等ヲ用ヒ人ヲ昏迷セシメ其財物ヲ盜取シタ
ルモノモ亦同シク處分セラル(二八三)

(二) 加重強盜

(イ) 強盜カ二人以上ニテ犯シタルトキハ一等ヲ加重
セラル其ノ上兇器ヲ携帯シタルトキハ更ニ一等
ヲ加重サル(二七九)

(ロ) 強盜人ヲ傷シタルトキハ其傷ノ大ハ勿論小ト雖
モ無期徒刑ニ處セラレ死ニ致シタルトキハ故殺
セルモ死刑ナリ(二八〇)

(ハ) 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期徒刑ニ處セラ
ル(二八一)

第二節 遺失物漂流物埋藏物隱匿罪

(一) 定 義 遺失物トハ先ニ他人ノ所有ヲ離レ未タ何人ノ所持ニモ入ラサル他人所
有ノ有躰動産ヲ云フ

遺失物
漂流物
埋藏物
隱匿物

第一項
遺失物隱
匿罪

(二)
成立條件

- (甲) 有移動ナルコト
 - (イ) 無主物タル權利ハ行使スルコトヲ得ルモ所持スルコトヲ得ス故ニ所持ヲ離ルルニ因リテ成立ス遺失物隱匿罪タルコトヲ得ス
 - (ロ) 不動産モ民法ニテハ所持ト云ヒ得ルモ事實トシテハ所持スルコトヲ得サルカ故ニ本罪タラス
- (乙) 他人ノ所持ヲ離レタルコト
 - (イ) 所持者カ所在ヲ忘レタルモ家屋內何レカニ仕舞忘レタル物品ハ遺失品ニアラス
 - (ロ) 事實上所持ヲ離ルレハ所持者ノ知ルヤ否ヤヲ問ハス遺失品タリ
- (丙) 無主物ナラサルコトヲ要ス
 - (イ) 前ニ一度他人ノ所持シタル事アル有移動產ナラサルヘカラス
 - (ロ) 未タ何人ノ所持ニ入ルコトナキ山野ノ禽獸河海ノ魚類ノ如キハ無主物ニシテ遺失物ニアラス
- (丁) 他人所有ノモノナラサルヘカラス
 - (イ) 自己ノ所有物ナルトキハ自己ノ所持ヲ離レタル後之ヲ拾得スルモ拾得罪ニアラス
 - (ロ) 他人ノ所有物ナルモ遺棄シタルモノナレハ本罪タラス
- (戊) 官ニ申告セサルコト

第二項
漂流物隱
匿罪

(二)
成立條件

- (一) 定義(漂流物トハ水上ノ遺失物ヲ云フ)
- (甲) 水上ニ遺失シアリタルコト
- (乙) 遺失物ヲ拾得シタルコトヲ要ス拾得トハ己ノ所持内ニ移ス行爲ヲ云フ
- (丙) 官ニ申告セサルコト
- (丁) 無主物ニアラスシテ他人ノモノナルコト

第三項
埋藏物隱
匿罪

(二)
成立條件

- (一) 定義(盜賊以外ノ物品ニシテ官私ノ地下ニ埋没シ所有主ノ分明ナラサルモノヲ云フ)
- (イ) 他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿シタルコト
- (ロ) 所有者ノ分明ナラナルコト

第四項處分(十一日以上三ヶ月以下ノ重禁錮又ハ二圓以上廿圓以下ノ罰金(三八五、三八六))

(甲)
法定ノ方
法ヲ用ヒ
タルコト

- (イ) 財產ノ漏及藏匿
 - (ロ) 虛偽ノ負債ノ増加セシコト
- 藏匿トハ財產ノ發見ヲ妨クル總テノ行爲ヲ云フ脱漏トハ差押ヘラレテ自己ノ看守スル財產ヲ他ニ移轉シ以テ所在ヲ失セシメ若クハ官署公署ノ命ニ依ルニアラスシテ他人ノ看守スル自己ノ財產ヲ竊取スルヲ云フ毀棄滅盡スルモ亦同シ

家資分散ニ關スル罪

第一 成立條件

- (ハ)帳簿類ノ藏匿毀壞セシコト
- (ニ)分散決定後債主中ノ一人又ハ數人ニ對スル負債ノ私償シタルコト
- (乙)前段ノ所爲ハ家資分散ノ際行ハレタルコトヲ要ストハ分産ノ決定前ニ貸方財産ヲ減シ僞ノ借方ヲ増シタルハ本罪ニ關係ナシ
- (丙)債權者ヲ害スヘキ状態ニ至ラシメタルコト
- (丁)故意アルコト

第二 分

- (甲)家資分産ノ際其財産ヲ藏匿シ又ハ虚偽ノ負債ヲ増加シタルモノハ二月以上四年以下ノ重禁錮ナリ情ヲ知テ虚偽ノ契約ヲ承諾シ若クハ其媒介ヲ爲シタルモノハ一等ヲ減ス(三三八)
- (乙)家資分産ノ際帳簿類ヲ藏匿毀棄シ若クハ分散決定後債主中ノ一人又ハ數人ニ其負債ヲ私償シテ他ノ債主ヲ害シタルモノハ一年以上二年以下ノ重禁錮ナリ(三八九)

第四節 詐欺取罪

- (一) 恐喝取財トハ他人ニ對シテ無形ノ危害ヲ加フヘキ行爲ヲ示シテ威嚇シタル結果不正ニ財物ヲ收受スルヲ云フ
- (二) 〔財産上ノ利益ヲ得ンカ爲メニ威嚇シタルヲ要スルカ故ニ此外ノ目的ニ出テタル所爲ナレハ本罪タラス

第一 恐喝取財ノ性質

(二) 成立要素

- (甲) 財産上ノ利益ヲ得ンカ爲メ
- (乙) 無形ニ威嚇シタルコト
- (丙) 奪取ノ行爲ヲ爲アルコト
- (一) 其目的ハ財物トハ動産及ヒ不動産ヲ包含スル物タルコト之レ竊盜及強盜ト異ナル處ナリ
- (二) 証書類ノ奪取トハ己存ノ書類ヲ引渡サシムルカ又ハ權利ヲ拋棄シ又ハ義務ヲ認めタル証書類ヲ製作セシメ之ヲ收受スル行爲ヲ云フ
- (一) 無形ノ害ヲ加ヘント威嚇シタル結果被害者ヲシテ精神上ノ恐怖ヲ起サシメタルモノニアラサレハ本罪タラス例令ハ汝ハ某有婦ノ婦ト姦通シタルヲ見タルニ付テハ本夫ニ通知スヘシ然ラサレハ相當ノ金ヲ出セト威嚇シタルカ如シ
- (一) 不正ナルコトヲ要ス
- (二) 不正ニ利益ヲ得ルノ目的ニ出テタルニアラシテ權利侵害ノ賠償トシテ受ケタルトキノ如キハ其原因正當ナルカ故ニ本罪タラス

第一項 恐喝取財

第二 恐喝取財
強盜ノ區別

- (一) 恐喝取財ハ無形ノ危害ヲ加フルヲ以テ威嚇ノ材料トス即チ犯罪ヲ官ニ申告スルト云フカ如キ是レナリ強盜ハ有形且現實的ノ危害ヲ加フヘキコトヲ威嚇ノ材料トスルカ故ニ自ラ緩急ノ別アリ
- (二) 恐喝取財ハ財物ヲ引渡スハ任意上ニアラスシテ外形任意ラシク引渡スト雖モ強盜ハ強テ被害者ノ手ヨリ奪ヒ取ルモノナリ
- (三) 從テ前者ハ輕罪ナルモ後者ハ重罪ナリ之レ其情ニ於テ後者ハ重キカ故ナリ

第三 恐喝取財
詐欺取財ノ區別

- (一) 恐喝取財ハ被害者ハ物品ヲ奪ヒ取ラルルハ加害者ノ行為ニ恐怖シタルニ原因スルモ詐欺取財ニアリテハ被害者ノ物品ヲ奪取セラレタルハ被害者ノ詐術ヲ眞實ナリト誤信シタルニ依ルモノナリ
- (二) 恐喝取財ハ被害者其意ニ反シテ財物ヲ提供シタルモ詐欺取財ハ被害者自ラ進メテ提供スルノ差アリ

(一) 定義(詐欺取財トハ人ヲ欺罔シテ財物及証書類ヲ騙取スル所爲ヲ云フ)

意(イ)

欺罔トハ一定ノ偽計ヲ施シテ之ヲシテ承諾ヲ阻却スヘキ錯誤ニ陥ラシメタル所爲ヲ云フ

欺罔トナルニハ一定ノ偽計ヲ施シタル事實アルヲ要スルカ故ニ被害者ハ錯誤ニ陥リ其錯誤ハ承

詐欺取財

第二項 詐欺取財

(二) 成立要素

(甲) 欺罔シタルコトヲ要ス

(ロ) 欺罔ノ所爲カ罪トナル標準

(イ)

(二) 財物タルコト

財物トハ動産不動産ヲ云フ是レ盜罪、遺失物隱匿、受託物費消罪ト本罪トノ異ナル所ナリ財物ニハ証書類ヲ合マサルハ元來証書、財物タルニ相違ナキモ主トスル

(一) 諾ヲ阻却スヘキ性質アルモ加害者カ錯誤ヲ生スルニ足ル一定ノ偽計ヲ施シタルニアラサレハ民事上ハ格別刑事上ノ責任ナシ

(二) 詐欺ハ之ニ因テ人ヲ錯誤ニ陥ラシメスルハ承諾ノ瑕疵並ニ阻却ノ原因トナラス承諾ニシテ瑕疵ナク亦阻却サレズハ任意ノ處分ヲ受ケタルニ止マリ之カ爲メニ刑事上ノ責任ヲ受クルコトナシ刑事上ノ責任ヲ受クルニハ虛事ヲ信セシムルニ足ル格段ノ偽ヲ施シ之ニ依テ承諾ヲ阻却スヘキ錯誤ニ陥ラシメタルトキ初メテ罪アリ

(三) 一定ノ偽計ヲ施シ無根ノ事實ヲ作り被害者ヲ畏怖セシメタル場合ノ外承諾ヲ阻却スヘキ錯誤ニ陥ラシメタルトキハ欺罔ニシテ之レ恐喝ト異ナル處ナリ

(四) 故意ニ出テタルコトヲ要ス

財物又ハ
証書類ナ
ルコト

(乙) 欺罔シテ
段トシテ
財物及
証書類
騙取シタ
ルコト

(丙) 騙取シタ
ルコトヲ
要ス

處ハ証書ノ示セル文書其者ヲ保護スト云
フ点ニ於テ異ナルカ故ニ財物ト區別セリ
証書類トハ權利ノ得喪移轉ヲ目的トシ
タル書類ノ全株ヲ云フ

(甲) 義 騙取トハ欺罔シタル結果人ノ動産及ヒ不
動産ヲ自己ノ所持内ニ入ルル所爲ヲ云フ
騙取ハ目的物ヲ他人ヲシテ自己ノ所
持内ニ引渡サシムルヲ云フ自ラ強取
シ其強取ハ暴行脅迫ニ出レハ強盜ナ
リ又引渡スト云フ点ハ受託物ニ似タ
ルモ受託ノ場合ハ任意ニ出テ本場合
ハ錯誤ニ出ツ

(乙) 騙取タル
ノ標準

(一) 騙取ハ所有者ノ知ラサル間ニ成立ス
ルコトアリ不動産ヲ目的物ト爲スト
キニ其例アリ

第三項

第一 幼者ニ對
スル場合

(一) 幼者ノ知慮淺薄又ハ人ノ精神錯乱シタルニ乘スルコト
(二) 財物及ヒ証書類ヲ授與セシメタルコトノ二條件ヲ具備スレハ詐欺取
財ヲ以テ論セラル

準詐欺取
財

第二 物品ノ物質
分量ヲ偽リ
タル場合

(一) 物件ヲ販賣交換スルニ當リ其物質ヲ變シ若クハ其分量ヲ詐リタル
コト
(二) 他人ニ偽リタル物品ヲ交付スルコトノ二條件アレハ詐欺取財ヲ以
テ論セラル

第四項 二月以上四年以下ノ重禁錮四圓以上四十圓以下ノ附加罰金(三九〇、三九一、三
九二)

第五節 冒認罪

第一項 義 冒認罪トハ他人ニ所有權アル動産不動産ヲ自己ニ所有權アルモノ、如ク裝ヒ販賣
交換抵當典物ト爲ス行爲ヲ云フ自己ノ不動産ト雖モ重子テ抵當又ハ販賣セハ冒認
ナリ

(甲) 他人ノ手
ニ在ル場
合

(一) 動産ナル
トキ

動産カ他人ノ手ニ在ルトキトハ荷預証書ヲ偽造シ
之ヲ他人ニ示シ其倉庫ニ在ル某商品ハ自己ノ所有
ナリト欺キ其レヲ賣渡シテ代金ヲ詐取スルカ如キ
是レナリ

(二) 不動産ナ
ルトキ

所有者ノ知ラサル間ニ登記所ニ至リ自分カ真正ノ
所有ナル旨ヲ告ケ他人ノ地所ヲ販賣スルカ如キ是
レナリ

冒認罪

第二項
他人ノ
不動産
ニ關スル
冒認罪
成立ノ
條件

第一
不動産
ヲ冒認
シタル
コト

(乙)
自己ノ
手
在ル
場合

(一)
犯罪ノ
原因
トナリ
テ自己
ノ手
在ル
場合

(イ)
動産ナ
ル
場合
(ロ)
不動産
ナ
ル
場合

他人ノ動産カ犯罪ノ原因ニ依リテ自己ノ手ニ在ル場合ニハ冒認タラス何トナレハ此等ノ場合ニハ前罪當然ノ結果トシテ其中ニ汲取サルモノナレハナリ
不動産モ動産ト同シク犯罪カ原因トナリテ自己ノ手ニ在リタル場合ハ騙取シタル地所ヲ販賣又ハ交換スルモ動産ト同一理由ニ依リ罪トナラス

(イ)
動産タ
ル
場合

動産ニシテ他人カ任意ニ引渡シタル場合即チ受託物ノ場合ニ販賣交換ヲナセハ受託物費消罪トナルカ故ニ本罪トナラス

(天)

犯人カ何等ノ偽計ヲ施ササルニ他人自ラ人ヲ誤リテ犯人ニ或物品ヲ引渡シタルカ如キ場合(荷物ヲ誤テ名宛人以外ニ届ケタルカ如キ)

(二)
犯罪以
外
ノ行為
ニ依リ
自己
ノ手
在
ル
場合

(乙)
罪トナ
ル
場合

(地)

誤リテ他人ノ物ヲ引渡シタルカ如キ場合(荷物ノ名宛人ニ別ノ荷物ヲ届ケタルカ如キ)

(人)

犯人カ始メ誤リテ自己ノ物ト信シテ持歸リタル後他人ノ所有ナルコトヲ發見シタルトキノ如シ

(ロ)
不動産
ナ
ル
場合

不動産ハ犯人ノ手ニ在ル原因カ所有者任意ニ引渡シタルトキ即不動産又ハ管理ノ場合ト雖モ本罪ヲ構成ス是レ已レニ屬セサル不動産ヲ勝手ニ處分シタルモノナレハナリ

第二
冒認シタル他人ノ動産不動産ヲ販賣交換又ハ抵當物トシ
物トスルコト
シ得ルト犯人自身ヲ富マスト云フコトナケレハナリ

第二
故意ヲ以テ爲シタルコト

第三項
自己ノ不
動産ニ對
スルトキ

第一
不動産タ
ルコトヲ
要ス
本罪ヲ構成スルニハ不動産タルコトヲ要スルカ故ニ動産ハ本罪ノ目的
トナルコトヲ得サルモ物品ヲ債權者ニ引渡サスシテ物上擔保ト爲シタ
ルハ純然タル動産抵當ニシテ之ヲ欺隱シテ二重抵當又ハ轉賣スルヲ罰
スルコトヲ得サルハ明文ナキ爲メナリトハ雖モ動産ニ付テハ既ニ質權
ノ規定アルカ爲メ必要ナシト認メタル故ナラン
第二欺隱
抵當典物ト爲シタルヲ欺隱シテ他人ニ賣渡シタルコト又ハ重テテ抵當
典物ト爲シタルコトヲ要ス

第六節 受託物費消費罪

(甲)
犯罪ノ目
的物ハ受
寄ノ財物
ナルコト

(一)
受託ノ物
ナルコト
受託トハ他人ノ所有物カ自己ノ手ニ在ルヲ云フ而シテ其自己
ノ手ニ入りタルハ借用シタル物タルト典物トナリタルト保管
ヲ受ケタルト問ハス他人カ任意ニ引渡シタルモノヲ消費ス
ルニ依リテ成立スルハ本罪ノ特色ニシテ夫ノ盜罪詐欺取財遺
失物隱匿罪ト異ナル處ナリ

第一項
受託物費
消費罪

(二)
金額物件
ハ金額及ヒ物件ナリ
目的物ハ有躰動産ニ限リ不動産ハ包含セス而シテ有躰動産ト
定 義
消費トハ他人ノ所有物ヲ自己又ハ他人ヲ利スル考ヲ以テ處分
ヲ爲スヲ云フ

受託物
費消費罪

第二項
拐帶類
犯(三九五
ノ後段)

(二)
拐帶類
犯ノ所爲
アルコト

(一)目的物ハ委託物タルコトヲ要ス
拐帶アルコトヲ要ス拐帶トハ他人ノ物ヲ所持シ居リテ持チ去
ルコトヲ得ヘキ便宜アルヲ利用シテ之ヲ取去ルヲ云フ而シテ
後返ササルノ意思アルコトヲ必要トス
取
詐取トハ人ヲ欺罔シテ錯誤ニ陥レ依テ委託物ヲ橫領スル場合
ヲ云フ
受託物費消費罪ノ場合ノ詐欺ハ普通ノ詐欺取財ヨリ其意味廣ク
詐欺ニ類シタル諸多ノ惡所爲ノ意ナリ假令自ラ消費シタルニ
拘ハラヌ強取セラレタリト云フノ類ナリ

(乙)
費消スル
コト

(三)
本罪ノ成
立期

(一)法
事實上ノ費消ハ勿論販賣交換贈與等はレ皆費消ノ手段ニシテ
此行爲ニ依リテ不正ニ自己又ハ他人ヲ利セハ本罪タリ
(甲)特定物
特定物ハ依託者ヲ害シ自己又ハ他人ヲ利スル意思
ヲ以テ費消セハ既遂ナリ
(乙)不特定物
不特定物ハ其種類數量ニシテ同一ナレハ甲ノ物ヲ
以テ乙ノ物ニ換フルモ費消ナラス不特定物ノ罪ト
ナルハ現在代位スヘキ物ナキニ拘ハラヌ費消セハ
其時既ニ費消費成立シ返還ノ時期ニ返還セサルニ
依リ成立スルニアラス

第三項
準受託物
費消罪

- (一) 自己ノ所有ニ係ルモノタルコト
- (二) 官署ノ差押ニ係ルコト動産不動産ヲ問ハス
- (三) 藏匿脱漏アルコトヲ要ス然レトモ此藏匿脱漏ハ常ニ費消ニ先ツ行爲ナルカ故ニ當然之ニ包含ス

第四項處分二月以上二年以下ノ重禁錮(三八五)

第七節 贓物ニ關スル罪

(甲) 贓物

- (一) 贓物トハ犯罪ニ依リ不正ニ獲得シタル物ヲ云フ
- (二) 窃盜詐欺取財等ノ犯罪ニ依リ得タル物件ノ云ヒニシテ有罪者ハ勿論犯人ノ刑ノ全免ノトキモ贓物タルニ差支ナシ
- (三) 又犯罪ニ依リテ得タル物件ナルモ賣渡シテ更ニ他ノ物ヲ得タルトキハ贓物ニアラス

贓物ニ關スル罪

(乙) 法定ノ所
爲アルコト

- (一) 贓物タルヲ(贓物タルコトヲ知ツテ之ヲ受クレハ寄藏故買ハ勿論使用借用ノ知ルコト) 場合モ合ム
- (二) 寄藏(寄藏トハ寄託ヲ受ケテ之ヲ藏匿スルヲ云フ)
- (三) 故買(故買トハ交換販賣等廣ク有價名義ニテ之ヲ獲得スルヲ云フ)
- (四) 牙保(牙保トハ買受人ト讓渡人トノ間ニ介在シテ賣買ノ交換ヲ爲スヲ云フ)

(丙) 故意故意アルコトヲ要ス

(丁) 處分

- (一) 強窃盜ノ贓物ナルトキ一月以上三年以下ノ重禁錮二面以上三十圓以下ノ附加罰金(三九九)
- (二) 詐欺取財其他ノ犯罪ニ關スル物件ナルトキ十一日以上一年以下ノ重禁錮二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(四〇一)

第八節 放火失火ノ罪

(一) 家屋

- (イ) 意 義(家屋トハ人ノ常住起臥スル處ノ建造物ヲ云フ)
- (ロ) 人ノ現住 人ノ住居シ居ル家屋トハ所有者ノ何人タルヲ問ハス犯人以外ノモノハ現住スル家屋ヲ云フ
- (ハ) 人ノ住居セ 人ノ住居セサル家屋トハ居住者アリト雖モ現住セサルトキハ人ノ住居セサル家屋ナリ
- (ニ) 犯人居住 犯人自己ノ所有ニ屬シ且犯人以外ノモノノ居住セサル家屋ヲ云フ

(二) 建造物トハ神社佛閣廳舎學校病院倉庫等人ノ常住以外ノ目的ニテ建造セラレタルモノヲ云フ

(甲) 家屋其他
法定ノモノ
タルコト

- (二) 柴草肥料等
- (イ) 廢屋 廢屋トハ朽廢用ニ堪ヘサルカ爲メ使用セサル家屋又ハ建造物ヲ云フ

放火ノ罪

第一 放火罪

ヲ貯フル納屋及廢屋 (ロ) 小屋 (肥料柴草等ヲ貯フル納屋トハ安價ナル小屋ヲ云フ)

(イ) 船 船舶トノミアリテ大小ヲ區別セサルモ茲ニ掲ク大ナルモノヲ指ス者ノ如シ
(四) 瀛車及船 瀛車ハ人ヲ乘載シタルヤ否ヤヲ區別シ人ヲ乘載シタルモノニ付テハ自己ノモノト雖モ罪トナリ乘載セサルモノハ他人ノモノニ限り本罪ノ目的トナル

(五) 火ヲ放テ山林ノ竹木田野ノ穀類又ハ柴草竹木其他ノ物件ヲ燒燬シタルトキ

(乙) 火ヲ放テ燒燬シタルコト
火ヲ放ツノ何タルハ別ニ説明ノ要ナキモ燒燬ノ既遂未遂ヲ分ツニ就テハ各種ノ學說競出シ紛々擾々底止スル所ナシ曰ク目的ノ家屋物件ニ傳火ス可キ媒介物ニ(即チ焚附類)燃出シタル時ハ既遂ナリ曰ク目的トシタル家屋物件ニ火ノ達シタル時ハ既遂ナリ曰ク目的ノ家屋物件カ危險ナル有様ニ陥リタル時換言スレハ之ニ達シタル火力カ爾來自然ノ勢ニ依テ燃廣カル可キ狀況ニ至ル時ハ既遂ナリ全ク目的ノ家屋物件カ原形ノ大部分ヲ失シタル時ハ既遂ナリト最後ノ說妥當ナラン

(丙) 故意ノ罪ト成ル可キ事實ヲ知リ意ヲ以テ故ラニ犯シタルヲ要ス

一、人ノ住居シタル家屋及ヒ人ヲ乘載シタル船舶瀛車ニ係ルトキハ死刑(四〇二)

二、人ノ住居セル家屋其ノ他ノ建造物ニ係ルトキハ無期徒刑(四〇三)

(丁) 分
三、廢屋及ヒ柴草肥料等ヲ貯フル屋舎及ヒ人ヲ乘載セサル船舶瀛車ニ係ル時ハ重懲役(四〇四)

四、山林ノ竹木、田野ノ穀麥又ハ露積シタル柴草竹木其他ノ物件ニ係ルトキハ輕懲役(四〇六)

五、自己ノ家屋ニ係ルトキニ一年以上二年以下ノ重禁錮(四〇七)

六、過失ニ依リ人ノ家屋財產ヲ燒燬シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金(四〇九)

第二 失火罪

失火罪ハ其成立上被告ニ過失アルヲ要スルノミナラス因テ人ノ家屋財產ヲ燒燬シタル事實ナカル可カラス火ヲ失スルモ單ニ自分所有ノ家屋財產ヲ燒燬シタルニ止マルモノハ全ク無罪ナリ處分ハ二圓以上二十圓以下トス(四〇九)

第九節 決水ノ罪

(一) 成立要素
堤防ヲ決潰シ又ハ水閘ヲ毀壞シタル事
法律ノ列擧シタル害ヲ生シタル事
故意ヲ以テシタル事

決水ノ罪

- (一) 人ノ住居シタル家屋ニ係ルトキハ無期徒刑(四一一)
- (二) 人ノ住居セサル家屋其ノ他ノ建造物ニ係ルトキ重懲役(四一一ノ二)
- (三) 田園礦坑牧場等ニ係ルトキハ輕懲役(四一二)
- (四) 堤防ノ決潰其ノ他ノ水利妨害ハ一月以上二年以下ノ重懲罰二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(四一三)

第十節 船舶ヲ覆没スル罪

- (一) 衝突其他ノ所爲ヲ施シタル事
- (二) 船舶ヲ覆没シタル事
- (三) 故意ヲ以テシタル事
- (四) 衡突其他ノ所爲ヲ施シタル事
- (五) 船舶ヲ覆没シタル事
- (六) 故意ヲ以テシタル事
- (七) 甲ノ乘載シタル船舶ナルトキハ死刑但死亡ナキトキハ無期徒刑(四一五)
- (八) 乙ノ乘載セサルトキハ輕懲役(四一六)

第十一節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪

本節ノ罪ハ通シテ他人ノ財産ヲ害セント欲スル意思ナカル可ラス故意ヲ以テ修繕ヲ加ヘント欲シ先ツ隣家ノ牆ヲ損壞シタル者ノ如キハ此條件ニ缺クル所アリテ本節ノ各本條ニ擬スルヲ得ス則チ總則ノ適用トシテ法文ニ列舉シタル他人ノ財産ヲ毀壞、毀損、移轉、毀棄、滅盡、殺戮シ以テ所有者ヲ害セントスル意思ニ出テタル時ハ因テ已ヲ富シ他人ヲ富サントシタルヲ分タス財産上ノ利害ニ關シ單ニ精神上ノ満足ニ關スルヲ論セサルモノトス

家屋物品及ヒ動植物ヲ害スル罪

- 一、家屋建造物ノ毀損ハ一月以上五年以下ノ重懲罰二圓以上五十圓以下ノ附加罰金(四一七)
- 二、家屋附屬ノ櫺壁園池ノ裝飾等ノ毀損ハ十一月以上三月以上ノ重懲罰又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金(四一八)
- 三、植物ノ毀損ハ十一月以上六月以下ノ重懲罰又ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金(四一九)
- 四、土地ノ境界ヲ表シタル物件ヲ毀損若クハ移轉スル罪ハ一月以上六月以下ノ重懲罰二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(四二〇)
- 五、器物ノ毀棄ハ十一月以上六月以下ノ重懲罰又ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金(四二一)
- 六、牛馬ヲ殺ス罪ハ一月以上六月以下ノ重懲罰二圓以上二十圓以下ノ附加罰金(四二二)
- 七、牛馬外ノ家畜ヲ殺ス罪ハ被害者ノ告訴ヲ得テ二圓以上二十圓以下ノ罰金(四二三)
- 八、權利義務ニ關スル証書ヲ毀損スル罪ハ二月以上四年以下ノ重懲罰二圓以上三十圓以下ノ附加罰金(四二四)

第三編 違警罪

違警罪ハ犯罪ノ性質他罪ト全ク異別ニシテ警察上ノ規則ニ違背シタル所爲タルニ過キス警察ハ行政及ヒ司法ノ必要ニ因テ設置スルモノニシテ行政ニ任テハ禍害ヲ豫防シ司法ニ任テハ犯罪ヲ捜査シ其行爲ヲ異ニスト雖モ之ヲ要スルニ公衆一般ノ安寧ヲ保護シ福祉ヲ増進スルノ目的ニ出ルニ外ナラス故ニ吾人ニ或ル行爲ヲ命シ又ハ禁スルノ必要アリ例ヘハ危險物ヲ製造スル者ニ對シテハ其危險ヲ避クルノ方法ヲ行ハシメサルヘカラス流行病ヲ豫防スルニハ行通ヲ禁止セサルヘカラス是等ノ事項ハ社會ノ安寧ヲ保護シ吾人ノ福祉ヲ増進スルカ爲メ欲クヘカラス注意ニ屬スルヲ以テ其規則ヲ設定スト雖モ之ニ違背スル者ヲ罰スルニアラサレハ其目的ヲ達スルコトヲ得ス故ニ違警罪ハ犯罪ノ有無ヲ問ハス尙クモ規則ニ違

背スル者ハ之ヲ罰セサルヘカラス若シ犯意ナキ者ハ不問ニ付スヘシトセハ違警罪ハ元來輕微ノ罪ナルヲ以テ懈怠ニ付スル者増加シ遂ニ警察ノ目的ヲ烏有ニ歸セシムルノ恐レアリ是レ違警罪ニ關シテハ故意ト懈怠トヲ問ハス苟クモ規則違背ノ事實アル者ハ之ヲ必罰スル所以ナリ論者或ハ違警罪中ニ輕罪ノ輕微ナルモノヲモ包含セシメ其之ヲ違警罪トシテ罰スルハ其罰ノ輕微ナルニ基因スト論スル者アリト雖モ是レ誤解タルヲ免レヌ何トナレバ違警罪ト他ノ重輕罪トハ全ク其性質ヲ異ニスルヲ以テ混同スヘキモノニアラサレハナリ重輕罪ニ係ルモノハ一トシテ公益若クハ私益ヲ害スルモノニアラサレハナシ之ニ反シテ違警罪ハ然ラス概シテ懈怠若クハ疎虞ニ原因セサルハナシ即チ背德ノ責メ最モ輕ナルモノナリ因是觀之違警罪ハ社會ノ利益ノ爲ニ設クルモノニシテ法理自然ノ結果ニ基因スルモノニアラス之ヲ換言スレハ規則違背ノ者ヲ罰スルニアラサレハ社會ノ安寧ヲ保護シ吾人ノ福祉ヲ増進スルコト能ハサルニ基因ス果シテ然ラハ違警罪ハ罪トシテ罰スルモノニアラサル乎社會ノ刑罰權ハ背德加害ノ所爲ニ對スルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得サルハ原則タリ然ルニ背德加害ノ責ナキ者ヲ罰スヘシトスルハ假令社會ノ利益ノ爲メニスルモ刑罰權ヲ濫用スル者ト云ハサルヲ得ス然レトモ規則違背者モ亦是レ幾分カ背德ノ責ヲ免レヌ凡ソ吾人ハ社會ニ對シ公衆一般ノ利益ヲ害セサルニ注意スルノ義務アリ其社會ノ安寧ヲ保護シ福祉ヲ増進スルカ爲メニ設定シタル警察規則ヲ遵守スルハ即チ吾人ノ義務ナリ然ルニ之ニ違背スルモノハ故意ニ出ルニアラスト云フト雖モ亦是レ必要ノ注意ヲ怠リタルノ結果ニ係リ即チ社會ニ對スル義務ヲ盡サバシムルモノニシテ背德ノ責ナシト云フヲ得ス故ニ違警罪ヲ罰スルハ決シテ正理ニ悖ルモノニアラサルナリ然レトモ其罪ハ概チ無意犯ニ屬シ背德ノ度最モ輕微ナルヲ以テ其罰モ亦輕微ナラシメサルヘカラス是レ其罰ハ拘留料料ニ止ラシメ以テ重輕罪トノ間ニ劃然タル區別ヲ設ケタル所以ナリ

違警罪

違警罪

刑法總則ニ認メタル一般ノ原理ハ違警罪ニモ亦適用スヘキモノナレトモ其重輕罪ト異ナル要點ヲ指摘スレハ左ノ如シ

- 一、附加刑ハ沒收ノ外違警罪ニ適用スルモノナシ但シ法律ニ明文ナシト雖モ沒收ニ就テモ亦實際之ヲ違警罪ニ用キサルコト多シ
- 二、違警罪ニ就テハ假令獄及ヒ復權ヲ用キス大赦特赦ニ至リテハ法律ニ明文ナキモ實際之ヲ用ユルコトナカルヘシ
- 三、違警罪ニハ特別ノ不諭罪、宥恕減輕、自首減輕ノ例ヲ用キス其ノ一般ノ不諭罪ニ於テハ第八十三條ノ特別ヲ適用ス又違警罪ニハ特ニ各人ノ財產權ニ對スル罪アルコトヲ認メサル故ニ第八十六條及ヒ第八十九條ノ減輕例ヲ用ユルコトナカルヘシ
- 四、數罪俱發ハ第一百一條ノ特別再犯加重ハ第九十三條ノ特別ヲ用ユ
- 五、違警罪ニハ教唆者及ヒ從犯ナシ但シ幼者其他不能力者ヲ教唆シ又ハ其ノ從犯タルモノノ如キ自ラ正犯タルヘキモノニシテ其犯ノ例ニ依ルヘキモノニアラス
- 六、違警罪ノ未遂犯ハ之ヲ罰スルノ明文ナシト雖輕罪ノ刑ヨリ減輕シテ違警罪ノ刑ニ下ルヘキトキハ其減輕シタル結果ヲ以テ本刑トスルヤ否ヲ考察シ之ヲ本刑トスル場合ニ於テハ數罪俱發及ヒ未遂犯等ハ違警罪ノ例ヲ適用スヘク若シ單ニ刑ノ減輕ニ止マリ之ヲ本刑トスヘカラサリシトキハ實際科スル所ノ刑ハ違警罪ノ刑ナルモ仍ホ輕罪ノ例ヲ適用セサルヲ得ス

訂增 刑法之理圖解 終

明治三十六年六月八日印刷
明治三十六年六月十一日發行
明治三十七年六月十八日增補印刷
明治三十七年六月廿一日增補發行

正價金四十錢



著者 齋藤與七郎
發行者 三好直藏
印刷者 伊藤勝次郎

東京市神田區裏神保町五番地
東京市淺草區元鳥越町十番地

發行所 東華堂

有斐閣 明法堂 東京堂 岡島屋書店
中野書店 清水書店 進化堂 有終閣
瀨星野 野松田書店 阪大
小川 谷 杉 本 日 東 館 川 瀨

發兌所

名告

●法學士大庭重治君閱●皆木下一郎君●福田一覺共著

增訂 民法之理圖解

菊判美本
總紙數
九百餘頁

上卷總則物權編 定價七十錢
下卷親族相續編 定價六十錢

中卷債權編 定價七十錢
郵稅不用郵券一割增

高等文官判事
檢事辨護士 附現行試驗規則

法典編別試驗問題集

製本既成四六判形定價
十八錢郵稅貳錢郵券代
用一割增

法例及國籍法

附修正案理由書

製本既成四六判形
定價十五錢郵稅貳
錢郵券代用一割增

發賣所

東京市神田區
表神保町七番地
東京市神田區
裏神保町五番地

進化堂書店
東華堂書店

法學士丸尾昌雄君著

民事訴訟法々理圖解

再版出來全壹冊
定價金五十錢
郵稅不要

本書ハ丸尾法學士カ多年辯護士ノ事務ニ從事セラレ現時刊行ノ著書等ヲ涉獵シテ能ク其要ヲ摘ミ學術上ヨリ將タ實驗上ヨリ斯法ノ系統ヲ分析説明シテ一見瞭然記臆ニ便ナラシメラレタルモノナレハ諸種ノ受驗者ハ勿論荷モ斯法ヲ研究セントスルノ士一讀ノ榮ヲ賜ラハ蓋シ裨益少カラザルベシ本書初版品切レノ處大方諸士ノ渴望ニヨリ茲ニ再版ヲ刊行ス速ニ一本ヲ座右ニ備ヘ以テ其實効ヲ試ミラレシム

發賣所

東京市神田區裏神保町五番地

東華堂書店

皆木ト一耶齋藤與七郎兩君共著菊判美製

新刊 商法々理圖解

上卷總則會社商行爲
定價六十錢郵稅六錢
下卷手形海商
定價四十錢郵稅四錢

本書ハ各法律學校及ヒ判檢事、高等文官、辯護士、等ノ受驗者諸君ノ記臆涉獵ニ便センガ爲メ商法ノ法理、學說、適用等ヲ分解圖說シタルモノナレバ受驗者ハ勿論荷モ斯法ヲ研究セントスルノ士速ニ購讀ノ上其準備ヲ完成シ且本書ノ眞價ヲ試ミラレシムコトヲ請フ

發行所

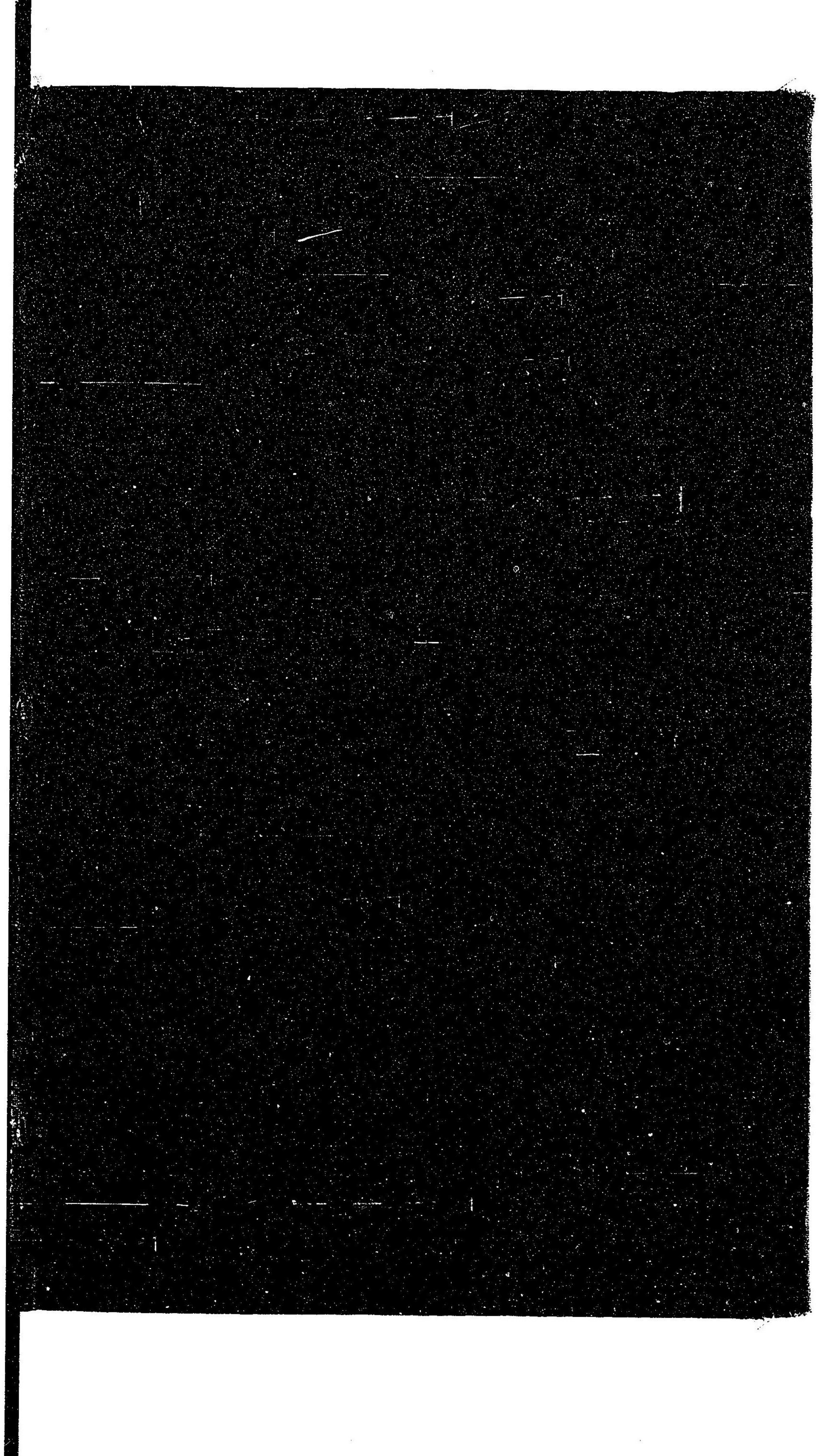
東京市神田區裏
神保町五番地
全市全區表神
保町七番地

東華堂書店
進化堂書店

賣捌

有斐閣 ● 明法堂 ● 岡崎
屋 ● 中野書店 ● 清水書
店 ● 大坂吉岡

44
333





035946-000-3

44-333

刑法々理図解

斎藤 与七郎 / 著

M37

BBP-0544



